＜令和７年度＞

喜多方市妊婦にやさしい遠方出産時の費用補助のお知らせ

喜多方市では、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、分娩取扱施設までの妊婦健診時や分娩時の移動にかかる交通費、及び妊婦・同行者が出産入院まで待機するための近隣宿泊施設での宿泊費の補助を行っています。

●補助対象者

≪ **妊婦健診時・出産時に喜多方市に住民票がある妊婦** ≫

① 住所地（里帰りしている場合は、里帰り先の居住地）から、最も近い分娩取扱施設（妊婦の受入が可能な分娩取扱施設に限る）まで概ね60分以上の移動時間を要する方。

② 医学的な理由のため周産期母子医療センターで出産する必要があり、当該施設（妊婦の受入が可能な周産期母子医療センターに限る）まで概ね60分以上の移動を要する方。

≪ **同行者（妊婦１人につき同行者１人まで）** ≫

①又は②に該当する妊婦の方が補助対象となる宿泊をした場合に、その妊婦の方の支援のために同じ宿泊施設に宿泊した方。

●補助内容及び補助額

	出産時	妊婦健診時
交通費	タクシーや公共交通機関等 ： 実費額×0.8 自家用車：市の旅費規定に準じて算出した旅費×0.8 ※1回の出産につき１往復分	公共交通機関 ： 実費額×0.8 自家用車：市の旅費規定に準じて算出した旅費×0.8 ※ただし、タクシーは含まれない。 ※上限 14 往復分
宿泊費	自己負担額１泊あたり2,000円 ※ただし、上限１泊あたり 11，800 円 ※出産入院前の宿泊費は上限14泊分	

●申請方法

交通費や宿泊費をお支払い後、下記のものをご持参のうえ、社会福祉課地域包括ケア推進室子ども家庭総合支援班（こども家庭センター）窓口までお越しください。（※必ず事前にご連絡ください。）

≪ **必要書類** ≫

① 利用日及び利用料金が確認できる領収書等（タクシーや公共交通機関等、宿泊施設）

② 出産日及び分娩した施設が確認できる書類（母子健康手帳等）

③ 振込口座が確認できる書類（預金通帳、キャッシュカード等）

④ 申請者確認書類（マイナンバー、運転免許証等）

★お問い合せ先

喜多方市 社会福祉課地域包括ケア推進室 子ども家庭総合支援班（こども家庭センター）

TEL 0241-23-5028